

(15) 発行法人から与えられた株式等を取得する権利の行使により取得した株式等の価額

48—2 令第 109 条第 1 項第 2 号((有価証券の取得価額))に規定する有価証券のその権利の行使の日(令第 84 条第 5 号に掲げる権利の行使により取得した有価証券にあっては、当該権利に基づく払込み又は給付の期日(払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日))における価額は、23～35 共—9により求めた価額とする。

【解説】

発行法人から所得税法施行令第 84 条第 1 号から第 4 号までに掲げる権利を付与された場合(同条の規定の適用を受けるものに限る。)の経済的利益の額は、権利行使時の株式の時価から各権利の取得価額に権利行使価額を加算した金額を控除した金額とされている(所令 84 一～四)。また、発行法人から同条第 5 号に掲げる株式と引換えに払い込むべき額が有利な金額による株式を取得する権利を与えられた場合の経済的利益の額は、当該権利に基づく払込み又は給付の期日(払込み又は給付の期間の定めがある場合には、その払込み又は給付をした日)における株式等の価額から当該権利の取得価額とその権利の行使の際に払い込むべき額の合計額を控除した金額とされている(令 84 五)。

なお、同条各号に掲げる権利の行使により取得した株式等の取得価額は、当該権利の行使の日(同条第 5 号に掲げる権利の行使により取得した株式等にあっては、当該権利に基づく払込み又は給付の期日)における価額とされる(令 109①二)。

本通達は、この場合の株式等の取得価額とされる当該権利の行使の日(所得税法施行令第 84 条第 5 号に掲げる権利については当該権利に基づく払込み又は給付の期日)におけるその株式等の時価の評価方法を示したものの。

【改正の趣旨等】(省略)